

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 31 年 3 月 12 日

青森県「核燃料物質等取扱税」の更新

青森県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたので お知らせいたします。

更新後の青森県核燃料物質等取扱税の概要は以下のとおりです。

課税団体青森県	
① ウランの濃縮 ② 原子炉の設置 ③ 核燃料の挿入 課 税 客 体 ④ 使用済燃料の再処理施設への受入れ ⑤ 使用済燃料の再処理施設での貯蔵 ⑥ 放射性廃棄物の埋設 ⑦ 廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間において行われる廃棄物	管理
① 濃縮に係る製品ウランの重量 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 核燃料の挿入に係る核燃料の価額 課 税 標 準 ④ 受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥ 廃棄物の埋設に係る廃棄体の容量 ⑦ 廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量	
① ウランの濃縮を行う者②・③ 原子炉の設置の許可を受けた者納 税 義 務 者⑥ 廃棄物埋設を行う者⑦ 廃棄物管理を行う者	
① 36,500 円/kg ② 38,250 円/千 kw (3 ヶ月) ③ 100 分の 8.5 税 率 ④ 19,400 円/kg ⑤ 1,300 円/kg(当分の間 8,300 円/kg) ⑥ 52,400 円/m³ ⑦ 1,614,600 円/本	
徴 収 方 法 申告納付	
収 入 見 込 額 (平年度) 19,511 百万円	
非課税事項 なし	
徴税費用見込額 なし	
課税を行う期間 5年間(平成31年4月1日~平成36年3月31日)	

- ・平成30年12月7日 青森県議会にて条例案可決
- ・平成30年12月10日 総務大臣協議
- ・平成31年3月12日総務大臣同意
- ·平成31年 4月 1日 条例施行(予定)

担当:自治税務局企画課 西脇係長、安山 TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659